

公共工事の品質確保に関する具体的課題について

1. 総合評価の徹底

市町村を含むすべての発注者は適切な評価手法による総合評価を導入すること。

具体的課題

- ①市町村において総合評価方式の導入が不十分であり、国、都道府県は未導入市町村に対して導入を促すとともに、導入を支援する必要がある
 - ・専門職員の不足等から、総合評価方式における評価項目の設定及び評価を適切に実施することが困難な市町村が存在する
 - ・総合評価方式を実施するに当たって義務づけられている学識経験者への意見聴取の手続きに多大な時間を要しているとの指摘がある
 - ・総合評価方式の手続きに相当程度の費用を要しているとの指摘がある
- ②国、都道府県等においても、総合評価方式が試行段階にとどまったり、実施割合の低い発注者が存在する
- ③総合評価方式実施時において、低入札価格調査の失格基準等を併用すべきとの指摘がある
- ④調査及び設計段階においても、品質低下の懸念がある低価格入札が多発している

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

すべての発注者は不良不適格業者の排除、地元企業の受注機会の確保、下請企業等へのしわ寄せ防止のための有効な対策を実施すること。

具体的課題

- ①不良不適格業者の参入を排除する必要がある
 - ・専任技術者の常駐等の確認が必要である
 - ・予定価格や最低制限価格等の公表のあり方を検討すべきとの指摘がある
 - ・企業の技術力や経営力、技術者の技術力を評価する必要がある
- ②除雪や災害復旧等の際の体制確保の観点から、地元企業の受注機会を確保すべきとの指摘がある
- ③優越的地位の濫用により、下請け企業等へしわ寄せが及ぶ場合がある
 - ・適正な下請契約の締結に係るインセンティブが少ないとの指摘がある
 - ・下請けいじめに対するホットライン及びワンストップ相談窓口を適切に運用する必要がある

3. 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止

すべての発注者は、市場動向の変動に応じて積算等を適切に見直すとともに、地方公共団体は、いわゆる歩切りを行わないこと。

設計変更の適切な実施、監督・検査を充実すること。

低入札価格調査の基準及び最低制限価格を的確に設定すること。

具体的課題

①契約等の片務性を排除すべき

- ・適切な予定価格の設定が行われていない場合がある
- ・発注者が適切な設計変更を行っていない場合がある
- ・検査・工事成績評定等が適切に行われていない場合がある

②公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないダンピングを防止すべき

- ・約2割の市町村において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のいずれも導入されていないなど、ダンピング対策が不十分である

4. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

公正取引委員会、建設業許可部局及び発注者は、原価割れ受注等の不当廉売、不公正取引等に対する監視を強化すること。

具体的課題

①不当廉売・不公正取引の疑いのある取引が見られる

5. 発注者に対する要請の実施

入札契約適正化法に基づく実態調査の結果を踏まえ、国の機関、地方公共団体への要請を実施すること。

具体的課題

①入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果を踏まえ、各発注者に対して、上記課題に対応した要請を実施する必要がある

6. 情報の共有のための体制整備

以上を実現するため、体制の整備について検討すること。

具体的課題

①全国・各地域における公共発注者相互の連絡調整が不十分との指摘がある